

院内感染の対策

1. 院内に感染制御室を設置し、院内全体における感染対策を推進しています。
2. 感染制御室内に専門的知識を持った医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師などの感染対策チーム (ICT) を組織し、医療関連感染対策に関する日常業務を実施しています。
3. 患者さん、ご家族をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために、標準予防策と感染経路別予防策を基本とした感染対策を実施しています。
4. 標準予防策および感染経路別予防策についての周知徹底と知識の向上のための研修会を全職員に実施しています。
5. 標準予防策、感染経路別予防策をはじめ、感染対策に関する手順書（医療関連感染対策ガイドライン）を作成し、全職員が院内どこでも参照でき、周知徹底できるようにしています。
6. 医療関連感染が発生した場合は、速やかに対処しています。
7. 抗菌薬を適性に使用し、耐性菌出現の抑制と拡大防止に努めています。
8. 感染予防策の実施に際しては、個人の権利とプライバシーの擁護に努め、十分な説明を行います。
9. 職員一人ひとりが健康管理に留意し、自らが感染源とならないよう努めています。
10. 地域の医療施設と連携し、地域の感染予防を推進しています。